

JIS

市区町村コード

JIS X 0402 : 2020

令和 2 年 3 月 23 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 情報技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	伊 藤 智	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
(委員)	青 木 裕佳子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	小 高 久 義	総務省行政管理局
	岩 田 秀 行	日本電信電話株式会社
	榎 本 義 彦	日本アイ・ビー・エム株式会社
	山 田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会
	橋 本 崇	日本銀行金融研究所
	神 保 光 子	日本電気株式会社
	菅 野 育 子	愛知淑徳大学
	仲 谷 文 雄	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	足 立 朋 子	株式会社東芝
	西 山 茂	新潟国際情報大学
	山 口 修 治	総務省国際戦略局
	三 宅 滋	株式会社日立製作所
	中 川 梓	一般財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 45.4.1 改正：令和 2.3.23

官 報 掲 載 日：令和 2.3.23

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会（部会長 大崎 博之）

審議専門委員会：情報技術専門委員会（委員長 伊藤 智）

この規格についての意見又は質問は、経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625）にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 表示形式	1
4.1 特別区の区域及び指定都市	1
4.2 特別区及び指定都市の区	1
4.3 市（指定都市を除く。）	1
4.4 町村	2
5 JIS X 0401（都道府県コード）と併用する場合	2
6 市町村の名称変更などの場合のコード	2
7 市町村の廃置分合の場合のコード	2
8 公有水面の埋立てに伴う村の設置の場合のコード	3
9 特別区及び指定都市の区の名称変更などの場合のコード	3
10 コード	3
北海道	4
東北	
青森県	9
岩手県	11
宮城県	12
秋田県	13
山形県	15
福島県	16
関東	
茨城県	17
栃木県	19
群馬県	20
埼玉県	21
千葉県	23
東京都	25
神奈川県	26
中部	
新潟県	27
富山県	29
石川県	30
福井県	31

	ページ
山梨県	31
長野県	33
岐阜県	35
静岡県	36
愛知県	38
近 畿	
三重県	40
滋賀県	41
京都府	43
大阪府	44
兵庫県	45
奈良県	47
和歌山県	48
中 国	
鳥取県	49
島根県	50
岡山県	51
広島県	53
山口県	55
四 国	
徳島県	56
香川県	57
愛媛県	58
高知県	59
九 州	
福岡県	60
佐賀県	62
長崎県	63
熊本県	65
大分県	66
宮崎県	67
鹿児島県	68
沖縄県	70
解 説	72
索 引	78

まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS X 0402:2010** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

市区町村コード

Identification code for cities, towns and villages

1 適用範囲

この規格は、データ処理機械（以下、機械という。）を用いて機械と機械との間及び機械と人との間で情報を交換する場合の市区町村コード（以下、コードという。）について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。この引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS X 0401 都道府県コード

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

指定都市

人口 50 万以上の市で、地方自治法に規定された指定都市。

3.2

市区町村

地方自治法に規定された、都道府県に包括される普通地方公共団体である市町村、特別地方公共団体である特別区及び指定都市に設けられた区。

4 表示形式

3 桁のアラビア数字を用いて表示する。

4.1 特別区の区域及び指定都市

特別区の区域及び指定都市のコードは、**100** とする。ただし、一つの都道府県の区域内に二つ以上の指定都市がある場合は、3 桁の数字 **100**～**199** の数字のうちから定める。

4.2 特別区及び指定都市の区

特別区及び指定都市の区のコードは、**101**～**199** の連番号とする。ただし、一つの都道府県の区域内に二つ以上の指定都市がある場合は、**101**～**199** の整数のうちで **4.1** のただし書によって定められた指定都市のコード番号に続く連番号で表示する。

4.3 市（指定都市を除く。）

指定都市を除く市のコードは、**201**～**299** の連番号とする。